平成２６年（フ）第５２号
千葉県富津市湊44番地
破産者　溝口　のぶ
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２１号
大分県豊後大野市三重町秋葉524番地３　Ｍ―ＢＯＸ205号
破産者　首藤　康助
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２６年（フ）第８６７号
札幌市豊平区月寒東５条11丁目３番９号
破産者　工藤　　敦
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４８号
釧路市興津２丁目１番６号
破産者　吉川　冠人
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第７３号
北海道北見市錦町157番地12、破産手続開始決定時の住所北海道北見市東三輪１丁目31番地５
破産者　小川　浩史
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
青森県八戸市大字河原木字小田上12番地32
破産者　藤島　章洋
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第２３３号
盛岡市玉山区薮川字大の平74番地25
破産者　前川　隆喜
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第６３号
岩手県遠野市遠野町25地割40番地　稲荷下市営住宅306号、開始決定時の住所岩手県遠野市松崎町白岩字畑中14番地３　雇用促進住宅４号棟403号室
破産者　中村　兼士
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１０８号
宮城県岩沼市相の原２丁目６番141号
破産者　小野　勝行
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６３５号
埼玉県入間市大字上藤沢34番地９　レオパレスフューチャー101
破産者　池田　香代（旧姓関口）
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２０６号
埼玉県川越市大字的場813番地12、前住所埼玉県川越市大字的場1118番地５
破産者　水上　秋子
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２５３号
埼玉県川越市大字的場1287番地　メゾン的場302号室
破産者　小久保　希
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１６６号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1104番地の７
破産者　井上　市郎
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１４５号
新潟市西区青山４丁目４番20号　メゾン青山台703、前住所新潟市西区小針４丁目24番10号　サーパス小針410号
破産者　猪俣　哲夫
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４６号
新潟市西区青山４丁目４番20号　メゾン青山台703、前住所新潟市西区小針４丁目24番10号　サーパス小針410号
破産者　猪俣百合恵
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４５号
新潟県新発田市真野原外3402番地１
破産者　笹川　智明
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第４７号
新潟県村上市北新保683番地９　特別養護老人ホームさつき園
破産者　竹部　カツ
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第５３号
新潟県新発田市新栄町１丁目３番16号
破産者　熊倉　純子
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１２号
山梨県都留市玉川610番地50
破産者　勝俣　憲一
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係